

当院は産科医療保障制度に加入しています

産科医療保障制度とは？

本制度は通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となった児を救済する制度で平成 21 年 1 月 1 日出生の児より対象となります。これは原則として出生体重 2000g 以上かつ在胎週数 33 週以上で生まれた赤ちゃんが、万一分娩時のトラブルによって脳性麻痺となってしまった場合に、赤ちゃんとそのご家族を経済的に支えるシステムです。

当院ではさまざまな対応により分娩時の医療事故を未然に防ぐ努力を行っています。そのうえで万が一の場合には、当院で生まれられる全ての赤ちゃんがこの制度により補償されるように、運営組織である日本医療機能評価機構に、当院の施設登録を行っています。

※ 詳しくは担当者がご説明しますので総合窓口へお申し出ください。

出産費用の改正について

詳しくは次ページをご覧ください。



【出産費用の改正について】

平成21年10月1日より、出産育児一時金の改定に伴い、当院の出産費用(産科入院料+分娩料)を下記のとおり改正しますので、ご理解、ご了承をいただきますようお願いいたします。

記

現行 約38万円 ⇒ 42万円(一律)
(産科医療補償制度3万円を含む)

- 産科入院料 22万円
(出産後7日まで)
- 分娩料(介助料他) 17万円
(時間にかかわらず)
- 産科医療補償制度 3万円

合計 42万円

※ 尚、異常分娩の場合は産科入院料が健康保険対応になります。

